

一、御折檻衆、并相果申衆之上知より、跡々年貢方に、譜代又は年季に相究、不依男女先給人手前に召置候者之儀、當代官衆・當給人衆より可被召返旨斷有之付ては、御折檻衆は不及異儀可相返候。死去仕候衆々手前は、先如御法度未進前之内員數相尋、有様之給米可出積を以算用相究、奉公之年數濟次第に相返べき事。

一、郡奉行の諸事小百姓可相斷儀、直々に可承届。下代并十村頭取つぎに不可及。併百姓申分により十村頭可同道事。

一、對百姓、御代官・給人非分之儀、申懸輩於有之は、遂穿鑿、郡奉行衆より急度可被申上事。

一、御代官・給人之下代在々指遣、百姓賄之儀、有合を以一汁一菜たるべき也。酒肴調候儀一切停止之事。

一、郡中用水并川除普請之儀、諸百姓手透之時分を十村頭・村肝煎・長百姓勘見計、郡奉行衆に相斷可被申付事。

一、十村頭、合力・すゝめ・たのもし、与中に申懸候儀於有之は、急度曲事に可被仰付候事。

一、組頭自分之銀・米、高利に借付候儀仕間敷事。

一、組中申分に付て、金澤に相詰候十村頭賄銀子、与中に

打かけ候儀、依其品郡奉行衆可被申付候事。

一、与中小百姓手前より、十村頭方に禮錢物、一切取申間敷事。

一、訴人地、先五ヶ年は停止之事。

一、新開先五ヶ年御停止之旨被仰出候。但、永荒高之外、野山を其者として開申儀は可為各別事。

一、御公領地夫銀、物成百石に付四拾匁宛被為定置候。此外に御用在之候而就被召仕は、給人知之夫銀御定之並に御下行可被成候之條、郡奉行衆として人足、奉行衆之切手を取、其時々會所衆に相斷。御土藏より銀子請取、郡中に可被相渡候。若給人地之人足於被召遣は、右同前御下行可被下候事。

一、御分國中宿々傳馬於被召遣候は、至其時に御奉行衆より切手次第可出候。若無切手傳馬出候に付ては、其所之肝煎并馬主可為曲言候。此外在々より傳馬於召遣は右同前。然共金澤町中駄賃馬並に御下行可被下事。

一、御分國中在々所々野開就在之は、作所に成候分野錢御赦免可被成候條、御見立を申請、郡奉行衆と立會致檢地、相

殘野錢可被相究事。

一、此以前京衆に被下來候酒役(新)・糞屋役、當年より御赦免之事。

右條々無相違様に可被申付候。若猥之儀有之付ては、郡奉行中可為越度旨被仰出者也。

寛永八年三月十三日

横山山城守
本多安房守

郡奉行衆中

八六軍役及び指物等之儀御定

御軍役之定

加賀

一萬石に付

一、のぼり 十本

一、馬 乘 二十五騎

一、鐵 炮 三十五挺

一、鐘 三十本

一、弓 但氣分次第

以上

越中 能登

一萬石に付

一、のぼり 十本

一、馬 乘 二十騎

一、鐵 炮 三十挺

一、鐘 二十本

一、弓 但氣分次第

以上

覺

一、殿様御のぼり

一、御馬廻のぼり

一、御先手衆のぼり

一、御馬廻組頭

一、同 立物

一、大小姓衆指物

一、同 組頭衆指物

一、同 組頭衆指物

折かけ二は、長さ常の長のぼり、地白黒き筋かい三筋。

折かけ三は、上黒く下白くそぎつき、上に思ひくのもん、長さ二間一尺。

折かけ三は、地黒く白き筋かい三筋、上に思ひくのもん、長さ二間一尺。

しやうくひの羽織。

金のわぬけ。

一本しなへ、こん地に金のもち

い七つ、長さ九尺。

一本しなへ、むらさき地に金の

もちい七つ、長さ九尺。